



ROTARY INTERNATIONAL D.2770
SINCE 1955



ROTARY CLUB OF ONIYA

2008-09

大宮ロータリークラブ週報

会長：永嶋良一
副会長：岩井良彦
幹事：江本尚浩
クラブ会報担当：鈴木康男
発行 2009/2/25



2008-2009RIテーマ「夢をかたちに」
会長 李 東 建

第2770地区テーマ『あなたが船の操縦者』
第3グループテーマ『例会で会いましょう』

No. 2025 第2666例会 2009年2月18日

Make Dreams Real

大宮ロータリークラブテーマ「一期一会」

会長あいさつ



組織には共同体と機能体があります。共同体は居心地の良さを目的とし、機能体は居心地を犠牲にしても、組織外の目的達成を目指します。

本来、政府は機能体でありG7日本代表団は機能体そのものでなければなりません。目的を忘れて酩酊するまで飲んだ財務大臣は悲しいほど問題ですが、途中で酒をやめさせる人もいなければ酩酊した大臣を適当な理由をつけて記者会見の場から逃がしてやる人もいない、そんな組織で会議に出席したこと自体が問題ではないでしょうか。

機能体である組織の団結は男性の機能同様、固くしなければいざというとき役に立ちません。ちなみにロータリークラブは共同体と機能体双方の性格を併せ持った組織だと思いますが、機能体として出席している場面では、会長の私が酩酊して失敗しないよう江本幹事はアルコールは一切口にせず、いつでもストップがかけられるようになっておりますことをご報告致します。

感謝、感謝、合掌。

ご清聴ありがとうございました。

第53代大宮ロータリークラブ会長



2月は 世界理解月間 です。



- ⑥ 福島 義晴 会員
- ⑩ 平田 繁 会員
- ⑫ 富所 伸一 会員
- ⑫ 江本 尚浩 会員
- ⑬ 大瀧 榮壽 会員



『ひとこと』 大瀧 榮壽 会員 写真(右より2番目)

ただいま誕生日祝いただきました。ありがとうございます。今年で喜寿の77歳になりました。大変めでたい歳なのかなと思います。この歳になってやめればいいのに1月にクレール射撃に行きました。最初、17、18と大変みだらな数字を打ちまして2月4日、ちょうど例会がお休みだったものですからまた再挑戦しましたら、最初20、それから18、22、21と4ラウンド撃ちまして81をマークしました。まあまあ反射神経とその他がまだまだ落ちてないんじゃないかなと思います。

いずれにしてもピンピンコロリといけばいいんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

幹事報告 SECRETARY 江本尚浩 幹事

まずはじめに先日は母の葬儀に際しまして、多くの大宮ロータリークラブの方にご会葬いただきましてありがとうございます。またお手伝いをいただいたり、たくさん生花等をいただいたことを重ねて感謝致します。



母は約2年前から多発性骨髄腫といういわゆる不治の病にかかりまして闘病して参りました。途中かなり辛い時期もあったのですが、最期は薬のお陰もありまして安らかに旅立つことが出来ました。闘病中、大竹会員には自宅まで歯の治療に来て頂いたり、会長をはじめ母の病状を知るロータリーの方たちには大変ご助力頂きました。

わが家は同居ですがロータリー活動につきましては、母は青少年交換にも理解を示してくれまして、腰を痛めるまではお琴の教授をしていたこともあり、交換学生にお琴を教えたり、その子用におつめを作ってプレゼントしたりしていました。私は母にとって自慢できる息子ではなかったのですが、私にとって運動、芸術に多才な自慢の母でした。残念ながら私はDNAを引き継げなかったのですが、浦和一女時代は音楽部で全国大会優勝1回と東日本で準優勝2回の実績を持つ母でしたので、私も近づけるようロータリーヴォイシーズにいつか入れるようがんばりたいと思います。責任感が強く、子供にも愛情の深い母でしたので、私が永嶋会長の幹事として、例会を休んでしまっただけが残ることのないように、例会が休みの日程まで考えて旅立ってくれたんだと思います。皆様の友情に改めて感謝致します。ありがとうございました。

◆大宮ロータリークラブからのお知らせ

- *下期の会費をまだ納入されていない方はお早めにお願致します。
- *さいたま市民健康講座開催のお知らせ
去年大宮ロータリークラブから1万円を寄付しているの後援のところで大宮ロータリークラブの名前が入っています。専門講師の講演後、無料治療が行われるそうです。



- ① 須田 悟 会員
- ⑦ 長谷川政功 会員
- ⑦ 松井 泰隆 会員
- ⑪ 岸 聡 会員
- ⑬ 関口 茂 会員
- ⑬ 佐野 巖 会員



『ひとこと』 長谷川政功 会員 写真(右より4番目)

2月7日の結婚記念日ですが、できちゃった結婚です。式の時はお腹が大きかったです。長男が今、前のお店で一生懸命働いていますが、それはまともに2人子どもがおります。次男がこの間来まして、「オヤジ、5月16日空けておいてくれ、結婚します。その前に来てます」「むこうの両親は知ってるのか」と聞いたら「まだだ」というのであいつつに行かなきゃということである36年前を思い出しました。「向うの両親はいくつだ」と聞いたら「45歳」「えっ45歳!?…おれ60だよ」「嫁さん、いくつだ」と聞いたら「21歳」「13歳差か…うらやましいな…」ありがとうございました。

米山奨学金 1・2月分 金 敏植 君



あらためまして、みなさんこんにちは。学校の方が忙しくて今年初めての出席です。どうもすみません。ずいぶん遅れてしまいました。みなさんあけましておめでとうござい。今年もよろしくお願致します。皆様のお陰で論文も提出し結果待ちです。今年4月に他の大学(東京大学大学院)に進学予定です。また決まりましたらご報告致します。ありがとうございました。

青少年交換留学生 アレクサンダー・N・ウエルク君



みんな、お久しぶりです。今、太田さんの家に東大宮から通っています。先週の週末にはロータリーのスキー旅行に行きました。長野へ行きました。スキーは2回目でしたが、めっちゃ楽しかった。高いところダイキライ。ちょっとこわかったです。2月1日に私の初めての剣道の試合に行きました。その試合は練習試合でしたがムスカシカッタ。負けた…残念でした。もっともっと上手になりたいです。今週の土曜日に2回目の試合があります。その試合でやります。早めに準備をします。ありがとうございました。

お知らせ 積水ハウス(株)埼玉営業本部 黒木大二会員



3月14日(土)・15日(日)今年で4回目になる住宅フェアということで毎年ご好評をいただいている「住まいの夢博」を開催致します。実はこういうご時世ですので今年では止めようかと思ったのですが、社員からやってくれという声がありまして今年も開催することになりました。失敗すると私のクビが飛んでしまいますから、さいたまスーパーアリーナで近くですので、会社の方、親戚の方にもお知らせ頂いていらしてください。また東大宮2丁目に明治安田生命さんの社宅跡地をいい金額で購入しました。ここで思い切って下げまして家族、社員、ご関係の方にお知らせしています。会社にご自宅の方に資料をお送りさせていただきますので、ぜひご検討よろしくお願致します。



皆さん、こんにちは。今回私が確定申告についてということで、こういう形で発表するのは自己紹介以来2回目ということで大変緊張しております。私が大宮ロータリークラブに入ったのは江本幹事に誘われて、「会費は高いんだけど毎週毎週素晴らしい卓話が聴けてそういうことを考えるとお得だよ」と言われて入会したのですが、まさか自分がここでしゃべることになると思いませんでした。こういうのは苦手なので、もし自分に順番が回ってくるのを知っていたら、入っていなかったかもしれません。

それではお得になるような話ができるかどうか分かりませんが、確定申告についてお話したいと思います。会員の皆様は会社経営者であるとか役員さんがほとんどだと思いますが、給与所得者と確定申告という点にしばってわかってらっしゃる方はわかっていることばかりかと思いますが、お話したいと思います。

〈確定申告をすれば税金が戻る方〉

- ①総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- ②給与所得者(雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除などを受けられる場合)これは具体的にどういうことかという、例えば災害により住宅や家財が価格の50%以上の災害を受けた場合は災免法という規定がありますが、その規定の所得税の軽減とか免除が受けられる人は確定申告をすれば税金が戻ります。あるいは災害とか横領によって住宅や家財について損失を受けた人で、損失額が一定の金額を超えるため雑損控除を受けられる人も税金が戻ります。それから医療費控除ですけれども通常10万円以上払った人は、医療費控除として還付申告できます。それから寄附金についても寄附の内容によっては、寄附金控除というのがあります。ロータリーの場合米山をやった人は、証明書がきていますので、その証明書を添付して申告すれば税金が戻ります。あとはローンによって家屋を新築したり増改築をした場合には借入れ金の特別控除を受けるために申告すれば税金が戻ります。
- ③所得が公的年金に係る雑所得のみの方
- ④年の途中で退職した後就職しなかった方(給与所得について年末調整を受けていない場合)
- ⑤退職所得のある方

以上の還付申告は2月15日以前でも行うことができます。翌年の1月1日から行うことが出来まして、確定申告を出していない方は5年間まで遡って申告することができますので、還付できるのに申告しなかった方がいましたら、今年ですと平成16年分まで遡って申告することができます。

〈平成20年度分の所得税から適用される主な改正事項について〉

毎年税法がころころ変わりますので、去年まで受けられたものが今年は受けられないとか、新たに新しいものができたりとかよくあるので確認してみます。まず最初に住宅ローン控除なんです。政策的配慮によるもので今まではどんどん控除額が縮小傾向にありましたが、平成20年度についても新規住宅の場合は最初の6年間は1%、7年目から10年目までは0.5%の控除になっていて、これは借入限度額も平成19年度は2,500万だったのが2,000万円にまで縮小されています。10年間の最高の控除額というのは160万円になっていて、これは平成18年度以前に住宅ローン控除を受けた方というのは、所得税の率が減ったことによって本来なら受けられる所得税の減税が受けられないということがあるので、そういう方に対しては住民税の申告をすれば本来受けられるはずだった減税分が住民税から控除ができるという制度ができた関係上、10年だけじゃなく、15年間ということを選ぶこともできます。この15年間というのは、最初の10年間は0.6%で11年目から15年目は0.4%の控除ができます。これはどちらを選んでも最高の控除額は160万円になります。収入の多い方は10年を選んで、収入の少ない方は15年を選ばれるのが大体だと思います。それから住宅省エネ改修工事にかかる借入金等をする場合の、住宅借入金特別控除という制度が加わりまし

た。これは住宅ローンを組んで30万円を超える省エネ改修工事等を行った場合には、5年間借入限度額が1,000万円までは1%控除ができるという制度です。200万円までの特定省エネ工事といわれるものについては2%の控除になります。これは5年間、最高で60万円まで控除できまして住宅ローン控除との選択が可能となります。

次に医療費控除の改正があります。平成20年4月から始まりました特定検診ですね。いわゆるメタボ検診、私はまだ怖くて受けられないんですが、その結果が高血圧症、脂質異常症、糖尿病などに認められた場合には、特定保健指導というものを受けることになります。その対価を支払った場合に、それも医療費控除を受けられます。それから人間ドッグを受けられる方もいらっしゃると思いますが、人間ドッグの費用に対しては医療費控除の対象にはなりません。その人間ドッグによって重大な疾病が発見されてその疾病の治療をした場合には人間ドッグの費用も医療費控除の対象になると同じように、この特定検診の場合もその結果保健指導の対象になって、かつ引き続き特定健康診断を行った医師の診断に基づいて、特定保健指導が行われた場合には、その特定検診のための費用も医療費控除の対象となります。ただしその特定検診に基づいて運動の実践だとか食品の購入に関しては、診断に基づくものでも医療費控除の対象にはなりません。

それから寄附金についても改正があったのですが、公益法人制度の改革によって変わったということ、平成20年度4月1日以降に、特定新規中小会社の株式を払込みにより取得をした場合は、その取得に要した金額について寄附金控除を受けられることができます。国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附した場合は、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

〈確定申告の注意点〉

◆臨時収入等があった場合

例えば一番多いのが保険金の満期金等があった場合は、申告漏れがあると指摘されますのでご注意ください。それから会員権の譲渡、書画骨董品の売却益がありましたら、それも課税の対象になります。個人事業主の場合ですと固定資産の売却をされた場合、事業で使っても譲渡所得になってしまいますのでご注意ください。

◆所得控除についての注意点

扶養控除ですが合計所得金額が38万円以下であるお子さん、お孫さん、6親等内の血族、3親等内の親族を扶養にできますが、その判定で間違えやすいのをあげたいと思います。年齢によって控除額が変わる場合がありますが、その年齢というのは12月31日現在の年齢で判定します。ただし亡くなられた方に関しては12月31日現在ではなく、亡くなられたときの現況で扶養家族に該当する場合であれば控除の対象にはすることができます。二世帯住宅でも中がつながっていない場合は同居に当たりませんが対象にはなりません。単身赴任であるとか、あるいは下宿生の場合、また田舎にご両親がいて仕送りをしなければならぬ生活できない事情がある場合は、扶養控除の対象となります。○社会保険料控除に関しては、国民年金などの保険料を支払っている場合には、その証明書の添付が必要です。

○介護保険料については、後期高齢者制度でいろいろ問題になりましたが、年金から天引きされた場合には天引きされた人からしか引けませんので注意が必要です。

○損害保険料控除については、平成18年度の改正で地震保険料控除となりまして従来の損害保険料控除はなくなったのですが、その経過措置として平成18年12月末までに契約した長期の損害保険料控除については最高1万5千円、地震控除と合わせて最高で5万円まで控除できます。

○確定申告で一番多いのが医療費控除だと思いますが、医療費控除というのは同一生計のどなたから引いても大丈夫です。医療費控除の対象は間違えやすいのがありますので注意が必要です。その際領収書の添付が必要ですが、よく間違えるのは控除できるのはその年に支払った金額だけですので、未払いの金額については対象になりません。あとは領収書ではなく健康保険組合から交付された「医療費のお知らせ」というものを入れてくる方がいらっしゃいますが、これは領収書の対象にはなりませんのでご注意ください。電子申告をされると基本的には申告書は送られてきません。電子申告をする場合領収書は添付しなくてもよいのですが、自分で3年間領収書を保存して提出を求められたときには提出できる状態にしていなければなりません。